

総合計画について

(総合計画の役割)

総合計画は、本市で策定している全ての計画（各行政分野において個別に策定している計画。一般的に「個別計画」という。）の基本となる計画で、地域づくりの最上位に位置づけられる。

総合計画には、長期的な展望をもって計画的・効率的に行政運営を行うための指針を盛り込むとともに、「どのようなまち」にするために、「どのような手法」で取り組むのかを総合的・体系的に取りまとめて記載する。

(策定の位置付け)

- ◆昭和 44 年の地方自治法改正により、総合計画の基本部分である「基本構想（注）」について、議会の議決を経て定めることが義務付けられていた。

<地方自治法 第 2 条第 4 項>

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

（注）「基本構想」とは、施策や事業における基本概念。自治体のめざす将来像と将来の目標を明らかにし、これらを実現するための基本的な施策の大綱を示すもの。

- ◆平成 23 年の地方自治法改正により、第 2 条第 4 項が削除され、地方自治体の基本構想の策定義務がなくなった。

→ 引き続き策定するかは、各地方自治体の判断に委ねられた

- ◆和泉市では、平成 23 年 3 月に「和泉市自治基本条例」を制定。

条例第 18 条において、総合計画の策定を規定。

<和泉市自治基本条例>

(総合計画)

第 18 条 行政は、この条例の趣旨に沿って、まちづくりの目標とその達成方針を定めた総合計画を策定し、その進行管理を的確に行わなければならない。

(策定の目的)

本市では、自律した自治体経営と都市の個性や特性を生かしたまちづくりを計画的に展開するためには、中長期の視点を持った計画の策定は不可欠であると考え、和泉市自治基本条例第 18 条に基づき、本市のめざすまちづくりの「羅針盤」として第 5 次和泉市総合計画を策定します。

【第 5 次和泉市総合計画（案）「第 1 章・第 1 節・総合計画策定の目的（P 1）」一部抜粋】